

平成30年4月から 国民健康保険制度が変わります

この10年で、

70歳以上の高齢者数は **1.3倍** に

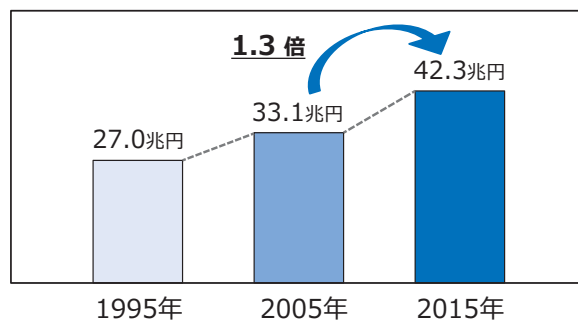
国民医療費は **1.3倍** になりました。

団塊世代が全員75歳以上になる2025年には

国民医療費の総額は **61.8兆円**

にもなる見込みです。

【国民医療費10年ごとの推移】



国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、平成30年4月からこれまでの市町村に加え

都道府県も国民健康保険制度を担うことになりました

■ どうして都道府県と市町村で一緒に運営する必要があるのですか？

- ▶ 国保制度は、わが国の国民皆保険制度の基盤となる仕組みです。しかし、市町村国保は会社の健康保険などと比べると、高齢者が多く医療費水準が高いといった課題を抱えています。そこで市町村国保の財政を都道府県ごとにするこことで、安定的な財政運営を目指します。

■ わたしたち加入者にはどんな影響がありますか？

- ▶ 国保の財政運営のしくみは変わりますが、病院などの受診のしかたは変わりません。また、保険税の納付先や申請、各種届出の窓口はこれまでどおりです。

平成30年4月から変わるこ

- **被保険者証などの様式が変わります。**
都道府県も国保の保険者になるため、保険証などの様式が変わります。
- **資格の取得・喪失は都道府県単位となります。**
都道府県内の他市町村へ住所が変わった場合でも、国保の資格取得・喪失は生じません。
- **高額療養費の多数回該当が都道府県単位で通算されます。**
都道府県内の他市町村への転出等であれば高額療養費の多数回該当は通算されます。

分からないことがあれば、ご相談ください

国民健康保険加入者の皆様へ
平成30年4月からの

新しい国民健康保険 被保険者証を送付します

現在お持ちの保険者証は、有効期限が3月31日までとなっています。

新しい保険証は、3月下旬に簡易書留で世帯加入者全員分をまとめて世帯主の方に郵送いたします。



新しい保険証が届いたら

新しい保険証が届きましたら、記載内容を十分お確かめのうえ、台紙からはがして4月以降お使いください。
※平成30年度中に75歳になる方の有効期限は、誕生日前日までです。

有効期限が過ぎたら、古い保険証は使用できません。
個人情報に記載されていますので、ハサミ等で細かく刻んで破棄してください。

健康保険に重複加入していませんか？

職場の健康保険に加入されたら、国保をやめる手続きをしてください。手続きをされないと、社会保険料と国保税を二重に支払ってしまうことになりまので必ず14日以内に届け出をして下さい。

また、手続きをされずに国保の保険証を使用した場合は、その医療費を全額返還していただくこととなります。

(就職した時点で国保の保険証は使えません)



国保税は期限内に納付を

お問合せ

住民課 国保年金係

☎ 66-3405 (直通)